

議案第 14 号

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)の一部が改正されたことに伴い、引用する条項を修正する必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 29 年羽曳野市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 17 条の 12」を「第 64 条第 1 号ハ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 新旧対照表

新	旧
(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の要件) 第 4 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号及び第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 64 条第 1 号ハに規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。 2 省略 以下省略	(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の要件) 第 4 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号及び第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 17 条の 12 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。 2 省略 以下省略